表

令和５年度　市・県民税申告書

(宛先) 下関市長　　令和　　年　　月　　日提出

1月1日現在の住所		フリガナ		宛名番号	
		氏名		電話番号 自宅・携帯・勤務先	
現住所		生年月日	明・大・昭・平・令　　年　　月　　日		
		個人番号			
		代理人氏名		続柄	

３　所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
		円
	合計	
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	円	円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	円	円
	介護医療保険料の計	
	円	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	円	円

⑰～⑲ 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除

⑰ □ 寡婦控除　□ 死別　□ 生死不明　□ 離婚　□ 未帰還

⑱ □ ひとり親控除

⑲ □ 勤労学生控除 (学校名)

⑳ 障害者控除	1	氏名	障害の程度	級
	2	氏名	障害の程度	級

⑳～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

配偶者の氏名	生年月日	明・大・昭 平・令　・　・	
	配偶者の合計所得金額	円	
	□ 同一生計配偶者に該当（控除対象配偶者を除く）		
個人番号			

㉓ 扶養控除

1	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令　・　・	□ 同居 □ 別居	続柄	
	個人番号				控除額	万円
2	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令　・　・	□ 同居 □ 別居	続柄	
	個人番号				控除額	万円
3	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令　・　・	□ 同居 □ 別居	続柄	
	個人番号				控除額	万円
4	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令　・　・	□ 同居 □ 別居	続柄	
	個人番号				控除額	万円

16歳未満の扶養親族（控除対象外）

1	氏名	生年月日	平・令　・　・	□ 同居 □ 別居	続柄
	個人番号				
2	氏名	生年月日	平・令　・　・	□ 同居 □ 別居	続柄
	個人番号				
3	氏名	生年月日	平・令　・　・	□ 同居 □ 別居	続柄
	個人番号				

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、住所を記入してください。　扶養控除額の合計

㉖ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
㉗ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
	円	円	

※　上場株式等の配当所得・譲渡所得の申告選択について

□　所得税と市県民税で異なる課税方式を選択
　別紙<市・県民税申告書付表>のとおり

チェックがない場合は所得税と同様の課税方式を選択したことになります。

分離有		分離課税に係る所得のある方は「市・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア					
		農業	イ					
	不動産		ウ					
	利子		エ					
	配当		オ					
	給与		カ					
	雑	公的年金等	キ					
		業務	ク					
		その他	ケ					
	総合譲渡	短期	コ					
		長期	サ					
	一時		シ					
2 所得金額	事業	営業等	①					
		農業	②					
	不動産		③					
	利子		④					
	配当		⑤					
	給与		⑥					
	雑	公的年金等	⑦					
		業務	⑧					
		その他	⑨					
		合計（⑦＋⑧＋⑨）	⑩					
	総合譲渡・一時		⑪					
	合計		⑫					
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除		⑬					
	小規模企業共済等掛金控除		⑭					
	生命保険料控除		⑮					
	地震保険料控除		⑯					
	寡婦、ひとり親控除		⑰～⑱			0	0	0	0
	勤労学生、障害者控除		⑲～⑳			0	0	0	0
	配偶者（特別）控除		㉑～㉒			0	0	0	0
	扶養控除		㉓			0	0	0	0
	基礎控除		㉔			0	0	0	0
	⑬から㉔までの計		㉕						
	雑損控除		㉖						
	医療費控除	区分	㉗						
	合計（㉕＋㉖＋㉗）		㉘						

５　給与・公的年金等に係る所得以外（令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市・県民税の納税方法

□　給与から差引き（給与特別徴収）
□　自分で納付（普通徴収）

きりとらないでください

令和5年度 市・県民税の申告について

この申告書は、あなたの前年中（令和4年1月1日～令和4年12月31日）の収入を申告するものです。
この申告の内容は、市・県民税の計算資料となるだけではなく、所得課税証明書、納税証明書の発行、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の判定資料となる極めて大切なものです。

申告が必要な人

ア）　令和5年1月1日現在で下関市に居住し、前年中に所得があった人
※ただし、次の人は申告の必要はありません。

（1）　税務署に所得税の確定申告をした人

（2）　給与収入のみで、勤務先から市へ年末調整済の給与支払報告書が提出された人で医療費控除等追加する控除がない人

（3）　公的年金収入のみで、源泉徴収票の内容に医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除・障害者控除等追加する控除がない人

※収入・所得がなかった人でも、他の機関（市役所の他課）からの指示がある場合は申告が必要です。

イ）　令和5年1月1日現在下関市に住所はないが、事務所、事業所又は家屋敷がある人

申告に必要なもの

ア）　個人番号（マイナンバー）の確認及び本人確認に必要なもの
（1）　個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
（2）　本人確認書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証など）
}マイナンバーカードは（1）（2）を兼ねます

イ）　収入・所得や控除を証する書類のうち、該当するもの
（1）　提出（添付）書類

- 個人年金や配当等、その他の収入を証する支払調書
- 社会保険料（健康保険料・介護保険料・国民年金の掛金等）の納付済通知書
- 生命保険・地震保険の保険料支払額証明書
- 寄附金の受領証など（ワンストップ特例を選択した場合でも、申告をする際には寄附金控除を含めての申告が必要です）
- 医療費控除の明細書（領収書等から受診者別・医療機関別にまとめたもの）　**※領収書の提出による控除の申告はできません**

（2）　確認に必要な書類

- 給与所得者・年金所得者の場合は、各源泉徴収票
- 障害者手帳等、障害者控除の適用に必要なもの
- 営業所得・農業所得・不動産所得等がある場合は、収支内訳書
（領収書等からご自身で作成しておいてください。この申告書の裏面の各欄を利用しても結構です。）

※　申告書を郵送で提出する場合はア）、イ）に該当する書類を添付して下記までお送りください。
〒750-8521　下関市南部町1番1号　下関市役所　市民税課

申告に関するお願い

ア）　各申告会場は例年大変混雑します。事前準備及び来場時間の調整等、混雑緩和にご協力をお願いします。
（公民館会場は初日、本庁会場は月曜日、また1日のうちでは午前中が最も混雑します）

イ）　収入がない申告をされる場合など申告書をご自身で作成済の場合は、申告会場受付に設置しております投函箱への提出又は郵送での提出により、会場で待つことなく申告することができます。

ウ）　申告書を郵送で提出する場合は、記入漏れにご注意ください。必要な控除等が受けられない場合があります。

申告書の提出期限は、令和5年3月15日（水）です。

裏面にも記載欄があります。ご注意ください。